

## 平成21年度税制改正特集

### 中小企業に対する軽減税率の引き下げ

中小法人等の所得の金額のうち、年800万円以下に対する法人税の税率が引き下げられました。

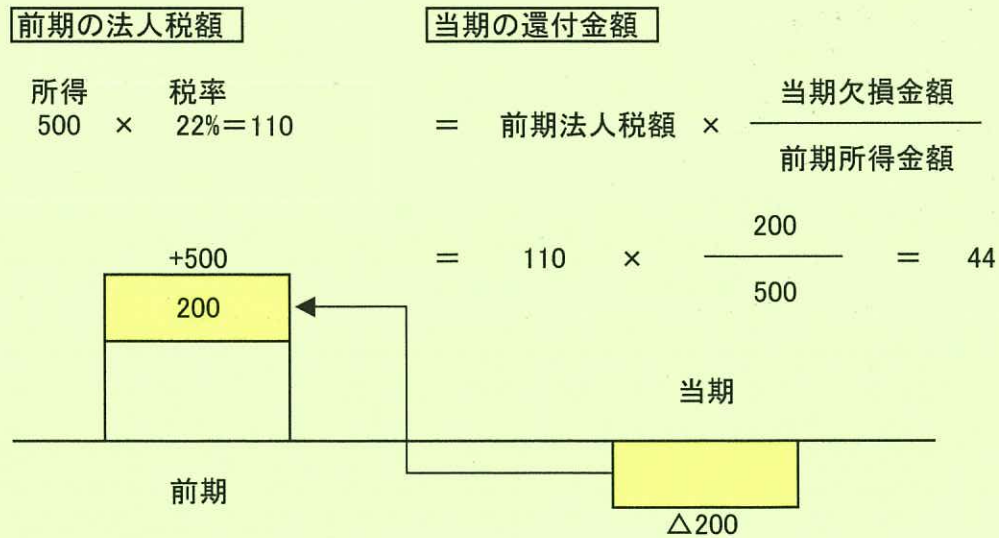
改正前 22% → 改正後 18%

(注)平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度に適用されます。

### 中小企業の欠損金の繰戻し還付

繰戻し還付とは・・・前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができる制度です。

#### 繰戻し還付の仕組み



(注)この制度は、法人税のみの制度で法人地方税には適用されません。法人地方税では当期の赤字(上記図では△200)と還付された法人税額(上記図では44)を翌期以降7年間繰り越し、翌期以降に発生した課税所得と課税標準からそれぞれ控除することができます。

### 交際費の損金算入特例の拡充

平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、中小法人等の交際費の損金算入限度額が年540万円(現行360万円)に引き上げられました。

### 上場株式等の譲渡益及び配当に対する税率の延長

上場株式等の配当・譲渡益に対する源泉税率(10%)が平成23年12月31日まで延長されます。

#### 【改正前】

	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10%	【原則】 20%			20%
		【特例措置】 上場株式等の譲渡益(500万円以下の部分) 10% 上場株式等の配当(100万円以下の部分) 10%			

#### 【改正後】

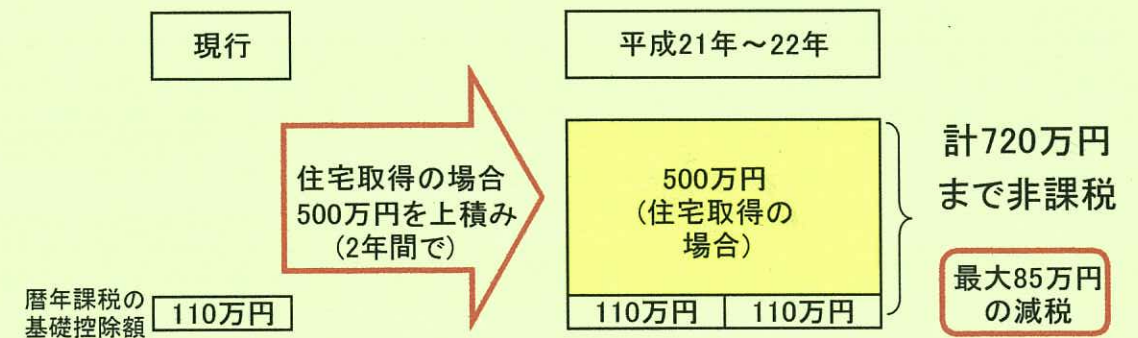
	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10%		10%		20%

(注)法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する源泉税率(7%)も、平成23年12月31日まで延長されます。

### 住宅取得のための贈与税の軽減

20歳以上の者が実父母、実祖父母等から住宅の購入に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500万円まで贈与税が別枠で非課税になります。

この特例は、贈与税の従来の非課税枠(暦年課税は110万円、相続時精算課税は住宅の場合3,500万円)と併用できます。



(注)平成21年1月1日から平成22年12月31日までの適用となります。



# 弥生給与サポート塾



平成 21 年度から労災保険・雇用保険料率が見直され、労働保険の申告・納付期限も 6/1~7/10 に変わりました。

『労働保険の申告は集計や計算がめんどろ...』と思われる皆様へ今回は、便利な集計機能をご紹介します。

はじめに...労働保険の集計期間を確認します。  
ツールバーの【設定】から【給与規定】の【労災保険】タブにある『労働保険の集計期間』の中の【変更】ボタンをクリックしてください。  
『集計期間の変更』ダイアログが表示されたら給与の支払が[当月払い]の場合はチェックをはずしましょう。  
逆に、[翌月払い]場合はチェックを入れてください。  
こうすることで、対象となる賃金の集計期間を原則的な方法で集計することができます。

労働保険料の計算の基礎となる賃金集計表を作成しましょう。

【集計】メニューの『労働保険料集計資料』から『労保料算定基礎賃金集計表』をクリックします。

集計ボタンをクリックしましょう。すると、労働保険の計算の基礎となる賃金が集計されます。

	常用労働者		労働保険対象労働者数及び賃金				合計	
	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
平成20年5月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年6月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年7月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年8月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年9月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年10月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年11月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成20年12月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成21年1月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成21年2月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成21年3月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
平成21年4月度給与	20	4,886,253	0	0	0	0	20	4,886,253
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		58,623,036	0	0	0	0	20	58,623,036

次に労働保険料の集計表を作成しましょう。

まず、【集計】メニューの【労働保険料集計資料】から【労働保険料集計表】をクリックします。  
その中にある【集計】ボタンをクリックすると、『労働保険料集計』ダイアログが表示されます。

「平成 20 年度」選択し、OK をクリック！

すると...

「確定」、「概算」保険料の切り替えはこのボタンにチェックを入れて行いましょう。

	保険料算定基礎額	保険料率	合計	被保険者分	事業主分
労災保険料	58,623,000	4.500	263,803		263,803
雇用保険料	50,118,000	15.000	751,770	300,708	451,062
労働保険料合計		19.500	1,015,573	300,708	714,865

簡単に集計できました！  
この集計表も印刷して、申告書で計算した保険料の確認などに役立てましょう。

## 重要

最初に少し触れたように労災・雇用保険料率が改正されました。  
「平成 20 年度確定保険料」は旧保険料率で計算しますが、「平成 21 年度概算保険料」は新保険料率で計算します。

「平成 21 年度概算保険料」を集計する前に、労災保険料率を手入力に変更してください。  
【給与規定】の【労災保険】タブから「労災保険加入」の「事業主負担率」を手入力で新保険料率に変更します。

後はこの「集計表」を印刷して、合計額を申告書に転記するだけです。  
印刷した「集計表」は申告書に同封されている「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」代わりとなりますので、大切に保管しましょう。

(注)この「集計表」は現在、従業員情報で設定されている従業員区分によって集計されます。  
したがって、期中に従業員区分を変更した場合、過去の賃金は変更後の従業員区分で再計算されます。  
過去の賃金台帳との確認も必ず行いましょう。